

令和 7 年度事業計画書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

第 1 基本方針

県内における令和 6 年中の刑法犯認知件数は 6, 7 2 2 件と前年に比べて 5 4 8 件増加し、特に不同意性交等、恐喝、詐欺、自転車・オートバイ盗が増加している。また、「電話で『お金』詐欺」の被害額は約 4 億 4 千万円（前年比＋約 1 億 7 千万円）、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害額は約 1 1 億 6 千万円（前年比＋約 5 億 4 千万）と前年と比較し大幅に増加しているなど、県民を取り巻く犯罪情勢は依然として深刻な状況にある。

地域防犯活動では、各地区防犯協会と連携しキャンペーン等広報啓発活動を展開しているが、防犯ボランティアの高齢化が顕著となっており、関係機関・団体と連携し、見守り活動等防犯活動の更なる活性化が求められている。

当協会は令和 4 年度末で「AMマーク販売事業」の終了、令和 5 年度末で「被災地防犯アドバイザー業務」の終了、令和 6 年度末で「電話で『お金』詐欺被害防止支援員業務」が終了し、更には自転車防犯登録件数の減少も続いており、当協会は資金面で非常に厳しい現状であるが、賛助会員の獲得を促進し、知恵を働かせ、業務の効率化・合理化を図り、熊本県警察や各地区防犯協会、地域防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携して、引き続き「安全安心なまちづくり」をめざし、犯罪防止の広報啓発活動及び防犯ボランティア団体の支援等、地域防犯対策事業を積極的に推進する。

第 2 地域防犯対策事業（公益 I）

1 犯罪防止の広報・啓発事業

(1) 地域防犯活動の推進

ア 全国地域安全運動等の推進

全国一斉に実施される全国地域安全運動や、毎月 1 5 日の「防犯の日」等を契機として、地域安全の広報啓発、防犯意識の向上を図り、安全安心なまちづくりに向けて警察や各地区防犯協会と連携し、各種行事や広報啓発活動を推進する。

イ 防犯ポスター等の募集

全国地域安全運動の実施に伴い、防犯ポスター、標語及び青パト活動写真を幅広く県民に募集し、優秀作品を選考、表彰し、広報紙「防犯くまもと」に掲載するなど、県民に周知して防犯意識の啓発、浸透に広く活用する。

ウ 青パト活動の推進

令和 3 年度に芦北町防犯協会、令和 4 年度に人吉地区防犯協会連合会に対して各 1 台の青パトを配備しており、令和 5 年度と令和 6 年度の配備はなかったものの、各地区防犯協会と連携し、地域防犯ボランティアの青パトによ

る防犯パトロール活動を強化する。

(2) 広報啓発活動の推進

ア 広報紙「防犯くまもと」の発行

年4回発行し、地域安全情報・地域防犯活動等を県民に紹介し、防犯意識の向上や地域防犯活動への参画意識を啓発する。

イ 県防連ホームページの積極的活用

防犯標語（優秀作品）及び各地区防犯協会等の地域安全活動等を掲載するなどホームページの充実を図る。

ウ SNS等の利用に起因する犯罪被害の防止

SNS等を利用した投資・ロマンス詐欺やいじめ、児童の福祉を害する犯罪、児童虐待等の被害防止に向けた広報啓発活動を推進する。

エ 広報啓発用防犯資料の活用

各地区防犯協会、防犯ボランティア等に対し全防連広報誌「安心な街に」等各種広報資材の配布や各種犯罪被害防止広報用DVDの貸出しによる広報啓発を推進する。

2 防犯関連団体への支援事業

(1) 次世代防犯ボランティアの育成

警察及び各地区防犯協会と連携して、地域防犯ボランティア団体等の育成及び活動支援を推進する。

(2) 防犯関連団体への支援事業

防犯関連団体への支援事業として

- 熊本県暴力追放県民大会の協賛
 - くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民大会の後援
 - 大学生の防犯ボランティア「防犯若武者ベアーズ」の活動支援
 - 大学生の防犯ボランティア「サイバー防犯ボランティア」の活動支援
- 等を推進する。

3 青少年の健全育成事業

(1) 「肥後っ子の居場所づくり事業」への支援

警察、熊本県少年警察ボランティア連絡協議会及び各地区防犯協会等が連携して少年の規範意識の向上と地域社会とのつながりを目的として実施する「肥後っ子の居場所づくり事業」を支援する。

(2) 児童虐待防止広報の推進

児童虐待事案の絶無に向けた広報啓発を推進する。

4 防犯機器等の普及事業

防犯腕章を始めとする防犯活動用資材や防犯グッズの斡旋、防犯活動マニュアルの配布、防犯DVDの貸出など、各種広報啓発資料等を配布・斡旋し、防犯活動参画の意識啓発を推進する。

5 防犯功労団体・功労者の表彰

(1) 県防連表彰（県防連会長・警察本部長連名表彰）

地域防犯活動に尽力した防犯功労団体・功労者について、各地区防犯協会長

及び警察署長からの推薦を受け、審査の上、県防連定時総会時に表彰する。

(2) 九防連・全防連表彰の上申

各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、防犯功労団体・功労者を審査の上、九防連・全防連に表彰上申する。

6 地域防犯活動の指導及び実施

(1) 「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員業務の終了

熊本県警察から業務委託を受けて、令和6年4月から「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員業務を開始し、県民、特に高齢者に対し、「固定電話に防犯機能を付加するサービス・機器」の説明、紹介、手続方法等の助言指導や機器の設定、設置等の支援活動を実施してきたが、県警から県に対して令和7年度の予算要求がなされたが却下となり、令和6年度をもって同業務を終了する。

(2) 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

熊本県が推進する「くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議」に構成員として参画し、関係機関と連携した各種活動に取り組むとともに、「くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民大会」を後援・参加して、県民の防犯意識の向上と自主的な防犯活動の促進を図り、犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりを推進する。

(3) 暴力追放運動の推進

熊本県暴力追放運動推進センターが実施する「熊本県暴力追放県民大会」に協賛・参加して、あらゆる暴力を追放し、明るく住みよい熊本県の実現を図る暴力追放運動を推進する。

第3 自転車防犯対策事業（公益Ⅱ）

1 時代に適応した事業推進

自転車防犯登録件数は、令和2年度以降減少し続けている。

電動アシスト自転車等高性能な自転車が増加し、自転車の価格も上昇して防犯登録の必要性は更に高まっており、令和7年度から全国統一のシステムが導入されることから、事前に十分な対策を検討し、時代に適応した効率的、効果的な事業推進に努める。

2 適正な業務の推進

(1) 自転車防犯登録制度に基づく適正な業務委託

業務委託契約先の販売店等に対し「防犯登録の手引き」による適切な登録業務の運用について指導を実施する。

(2) 迅速かつ正確な登録業務の実施

自転車防犯登録制度の適正な運用を図るため、迅速かつ正確な登録情報の入力及び警察からの登録情報に関する照会に適正に対応する。

3 自転車防犯登録の普及・促進

(1) 広報紙「防犯くまもと」を始めとした各種広報活動により、自転車防犯登録の重要性和新規、変更、抹消登録の確実な届出の周知を図る。

(2) 盗難等被害防止対策、早期被害回復を図るため、各地区防犯協会と連携し、

チラシの作成、キャンペーン等の支援、防犯診断の実施など盗難防止に向けた広報啓発活動や駐輪場における環境整備による被害防止対策を推進する。

第4 風俗環境浄化事業（公益Ⅲ）

1 風俗環境浄化協会業務の推進

熊本県風俗環境浄化協会の活動として、風俗環境に関する苦情処理、違反行為防止に向けた啓発及び風俗環境浄化に向けた民間の自主活動支援等を推進する。

2 熊本県公安委員会からの受託事業の適正な業務推進

(1) 風俗営業管理者講習の実施

ア 令和7年度の「風俗営業管理者講習」は、熊本市、城北（玉名・菊池）、天草方面を対象に、風俗営業管理者に対する法令遵守、暴力団排除及び自主的な風俗環境浄化活動の啓発に向けた法令講習会を実施する予定である。

イ 管理者講習の実施に当たっては、警察本部・警察署と連携し、未受講者に対する受講呼びかけの徹底を図るなど受講率の向上に努める。

(2) 調査業務の実施

コロナ禍から徐々に風俗営業の許可・変更承認に伴う調査件数が増加しており、調査業務に従事する調査員の資質向上を図るとともに、適正かつ厳格な現地調査を実施する。

(3) 風俗環境浄化事業に付帯する事業の実施

風俗営業者に対し、「従業者名簿」「管理者業務実施簿」の営業所への備え付けを周知し啓発する。

3 風営適正化法の遵守に向けた啓発及び風俗環境浄化活動に対する支援

(1) 歓楽街の風俗環境浄化のため、風俗営業等関係団体、青少年健全育成団体等と連携し、警察、地区防犯協会が行う繁華街対策等諸活動を支援する。

(2) 熊本県遊技業協同組合が設置する「不正防止対策委員会」による遊技場に対する立入検査に検査員の一人として従事し、不正防止啓発を推進する。

第5 協会運営

1 定時総会、通常理事会等の開催

第1回通常理事会を令和7年5月8日、定時総会を同年5月30日、同日役員選定理事会を開催する予定であり、令和6年度の決算、事業結果、補欠理事の選任及び代表理事（副会長）について承認を受け、令和8年3月には通常理事会を開催して、令和8年度の事業計画、予算について審議を行い、適正な協会運営を推進する。

2 全国及び九州防犯協会会議等への出席

東京で令和7年7月に開催予定の全国防犯協会専務理事会及び研修会、福岡で開催予定の九州防犯協会総会及び研修会、熊本で開催予定の九州地区防犯協会専務理事会等に出席する。

3 関係機関・団体等の会議出席

県をはじめ、関係機関・団体等の会議に出席し連携を図る。

4 各地区防犯協会との連携

職員研修会は、予算不足のため開催できないが、電話や文書による連絡・報告を活発化させることで各地区防犯協会との連携を図る。

5 活動資金確保に向けた賛助会員獲得促進

活動資金不足を補うため、賛助会員獲得に向けた活動を促進し、安定した活動資金の確保を目指す。

以上